

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）（抄）

附 則

2 政府は、この法律の施行後四年を目途として、この法律の施行の状況及び情報公開訴訟の管轄の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）（抄）

附 則

（ 検 討 ）

第二条 政府は、行政機関情報公開法附則第二項の検討の状況を踏まえ、この法律の施行の状況及び情報公開訴訟の管轄の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。